

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 24 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく
結核患者の入院等に係る届出について

平素より、結核対策に御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

「令和 5 年地方分権改革に関する提案募集」において、「結核患者の入退院に係る届出の廃止」を求める提案がなされました。提案を踏まえ検討を行いましたが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 11 の規定による結核患者の届出は、「院内 DOTS」から「地域 DOTS」への移行に当たって必要となる患者情報を保健所が医療機関から収集するための重要な手段であることから、当該届出は廃止しないことといたします。引き続き、同法第 53 条の 11 の規定による届出を適切に実施していただくようお願い申し上げます。

その際、当該届出につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）に基づき、電子メール等による方法でも対応することが可能であることを改めてお知らせいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
担当：影山、三浦、村田
TEL：03-5253-1111
直通：03-3595-2257